

新型インフルエンザ等対策に関する業務計画
および事業継続計画

平成26年11月1日

銚子瓦斯株式会社

平成21年10月1日

「新型インフルエンザ対策と事業継続計画」として制定

平成26年11月1日

「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画および事業継続計画」として改定

1. 総則

1-1 目的

この計画は、新型インフルエンザ等が国内外において大発生した場合においても、人命最優先の原則から感染拡大防止を前提に、都市ガスの供給を可能な限り維持し、ライフライン事業者としての社会的使命を果たすため、必要な対応・措置を定めるものである。

1-2 定義

(1) この計画の対象とする「新型インフルエンザ等」とは、以下の通りとする。

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下感染症法という）第6条第7項に規定される新型インフルエンザ等感染症。
- ・感染症法第6条第9項に規定される新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザ等感染症と同等に社会的影響が大きなもの。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の被害は、都市ガス事業者の従業員の40%が欠勤し、流行が8週間続くと想定する。また、他の社会機能維持者（※）は最低限度の稼動がなされていると想定する。

※治安を維持する者、ライフライン事業者（電力・ガス・水道）、ライフラインを維持するために必要な物資を輸送する者、国または地方公共団体の危機管理に携わる者、国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者

(3) 新型インフルエンザ等の発生段階は、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月）」に定めるとおりとする。

<発生段階>

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・ 地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者

	<p>が発生していない状態)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域発生早期 (各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で負える状態)
国内感染期	<p>国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p>都道府県においては、以下のいずれかの発生段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域未発生期 (各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態) ・ 地域発生早期 (各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で負える状態) ・ 地域感染期 (各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で負えなくなった状態) <p>※感染拡大～まん延～患者の減少</p>
小康期	<p>新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準で止まっている状態</p>

2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 新型インフルエンザ等が発生した場合の体制は、以下の区分による。

新型インフルエンザ等の発生状況	体制の区分
(未発生期・海外発生期)	(平常時)
国内発生早期	第一次非常体制
国内感染期	第二次非常体制

(2) 非常体制時に的確かつ迅速な対応をはかるため、特別な組織および分担体制〔別表第1-1、別表第1-2〕を定める。

(3) 非常体制への移行は、非常体制を維持運営管理する事務局（以下単に「事務局」という。）の具申に基づいて社長が決定する。ただし社長が不在の場合には〔別表第2〕に基づき代行する。

(4) 事務局本部長は、厚生労働省が新型インフルエンザ等流行の終息を宣言

した場合、その他必要がなくなった場合には、非常体制を解除または変更する。

- (5) 平常時より、[別表第3]に定める外部諸機関を通じて国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。また、非常体制時にはこの連絡を密にとり、迅速かつ正確な情報交換に努める。こうして得られた情報を、必要に応じて迅速かつ適切に関係部署に周知する。

3. 発生状況に応じた対策業務の実施

3-1 平常時における業務

3-1-1 流行時の事業運営体制の検討

新型インフルエンザ等の大流行に備えて、社員の安全確保を行いつつガスの安定供給を行うために最低限必要な業務について、継続のために必要な交代・補助員確保等の課題を予め抽出・検討し、実施体制の条件を整備する。

3-1-2 従業員等の感染の予防のための措置

従業員への感染防止の視点から、医療用マスク、ゴーグル等を必要数備蓄する等、新型インフルエンザ等の流行に備えた準備を行う。また、手洗いの励行、健康状態の自己把握に努めるよう求めるなど、感染防止意識の啓発等を行う。

3-2 第一次非常体制における業務

3-2-1 感染拡大時の事業運営体制

- (1) 厚生班、お客さま対応班、導管班、生産班、システム班は、新型インフルエンザ等の感染状況に応じて、2(1)に定める事業運営体制へ移行する。
- (2) 各班は、非常対策本部の指示により、(1)の事業運営体制に協力する。

3-2-2 感染拡大予防のための措置

厚生班は、第一次非常対策本部設置後、速やかに以下の事項を周知・徹底する。

- ①新型インフルエンザ等の基礎知識とマスク着用、手洗い・うがい励行等の感染予防策に加え、感染拡大を予防するための「咳エチケット」等

- ②厚生班に設置する健康相談窓口とその活用方法
- ③発熱時には直ちに医療機関を受信し医師の指示に従うべきこと
- ④社員等及びその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合、または感染者に接触した場合の、会社への連絡、勤務の取り扱い等、社員等が取るべき措置に関する事
- ⑤会議・集会等とその出席者数の制限に関する事
- ⑥新型インフルエンザ等発生国・地域への滞在・出張・旅行等に関する取り扱い

3-3 第二次非常体制における業務

3-3-1 感染拡大時の事業運営体制

- (1) 厚生班、お客さま対応班、導管班、生産班、システム班は、新型インフルエンザ等大流行時においても、社員の安全確保をおこないつつ都市ガスの安定供給に最大限努めるため、新型インフルエンザ等の感染状況に応じて、2(1)に定める事業運営体制を維持・強化する。
- (2) 各班は、非常対策本部の指示により、(1)の事業運営体制に引き続き協力する。
- (3) 広範囲に供給支障が発生する等、事業運営に大きな支障をきたすおそれがある場合には、本部付スタッフは、必要に応じて日本ガス協会等の関係機関等との連携を強化し、事業運営の継続に最大限努めるものとする。

3-3-2 感染拡大予防のための措置

厚生班は、第二次非常対策本部設置後、3-2-2に定める周知内容を再徹底することに加えて、以下の項目等に取り組む。

- ①国内外の新型インフルエンザ等感染状況等に加えて、全社の新型インフルエンザ罹患状況を継続的に把握し、周知する。
- ②社員等及びその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合は、地域の保健所等と綿密な連携をとり、指定医療機関等での隔離・医療措置に協力する。
- ③会議・集会に加えて、教育研修・イベント等の延期または中止の検討をするよう各班に指示する。
- ④第二次非常対策本部の指示に基づき、必要な職場への医療用マスクを配布するとともに、通勤時の着用を義務化する。
- ⑤第二次非常対策本部の指示に基づき、必要な職場へ医療職を派遣する。

- ⑥国及び地方公共団体の指示に基づき、ワクチン接種等の新型インフルエンザ予防措置を実施する。
- ⑦国等の指示に基づき、患者発生国・地域に駐在する社員等及びその家族、または患者発生国・地域から帰国した社員等及びその家族に対し必要な措置を講ずるとともに、今後の患者発生国・地域に対する海外渡航の是非を検討し、渡航の取りやめ等の勧告を行う。

4. 事業継続計画

4-1 基本方針と前提条件

(1) 生命保護の最優先

お客さま、従業員（家族含む）、供給継続に資する関連事業者の生命保護を事業継続に優先する。

(2) 目的

都市ガスの供給・製造について、大規模な供給途絶を招かないことを目的とする。それ以外の業務については、継続は必須でなく、人命保護・感染拡大防止の観点から、中止または抑制する。特にお客さまと面対する業務は最小限に留める。

(3) 事業計画の発動

以下の事業計画は、原則として1-2-(3)に定める国内感染期の状況となった時点で対策本部長が発動する。

(4) 救援体制について

実際の流行時には、日本国内全体で流行することになる可能性が高く、また一部地域の流行であっても、人命優先と感染拡大防止の観点から、都市ガス事業者間で人の移動を伴う相互応援は非常に困難となる。したがって、事業者の自助努力を前提にする。

(5) 供給継続に資する関連事業者との連携

供給の継続に不可欠な協力企業、取引業者を洗い出し、十分な協議を行うこと。

4-2 優先業務の選定

平常時の業務を優先業務Aと非優先業務Bの2つに分類する。

表－1 優先業務と非優先業務

区分	名 称	内 容
A	優先業務	都市ガスの供給維持に必須な業務及びその支援業務（システム、広報、電話受付、勤務管理等）
B	非優先業務	都市ガスの製造・供給の継続に直接関与しない業務

[別表4]の通り、供給維持に必要な業務とその実施方法を定める。
 対象業務は、可能な限り抑制する。

4－3 非優先業務の縮小・停止

4－2で選定した非優先業務Bについては、優先業務A応援のために縮小・停止することを可とする。

但し、法定業務については、所管する経済産業局・監督部へ事前連絡する。

また、検針については、お客さまと面対せずに実施できる場合には、マスク等を装着して実施することも可とする。

4－4 出勤を停止した場合の措置

(1) 健康管理の徹底

家庭で感染しないよう、不要不急の外出は避け、3－2－2に記した健康管理を徹底する。

(2) 対策本部との連絡

従業員は、常に連絡先を対策本部に届出しておくこと。

4－5 通勤について

通勤は自家用車、自転車等を利用し、極力公共交通機関は利用しない。

4－6 人員計画

(1) 4－1に記した条件で優先業務Aが遂行できるよう、あらかじめ供給継続に資する関連事業者職員の割り当てを行い、本人に周知しておく。

(2) 責任者が欠勤した場合に備え、代行者も定めておく。

(3) 要員の健康状態を把握し、適宜業務割り当ての修正を行う。

4－7 原料の確保

(1) 原料精製、運搬に関わる業界等での流行情報を入手し、原料調達への影

響を常に把握する。

- (2) 必要に応じて、影響を受けていない原料調達先からの調達量増加や、国内の他の原料調達者からの支援・融通の協力を依頼する。
- (3) 原料逼迫の事態が発生する場合には、経済産業省・局へ速やかに連絡する。

4-8 供給停止区域発生時の措置

供給停止が発生した場合、ガス事業運営に関して、お客さま・地域社会・マスメディア等に情報提供する。

5. その他

5-1 教育・訓練

必要に応じて、以下の教育・訓練を行う。

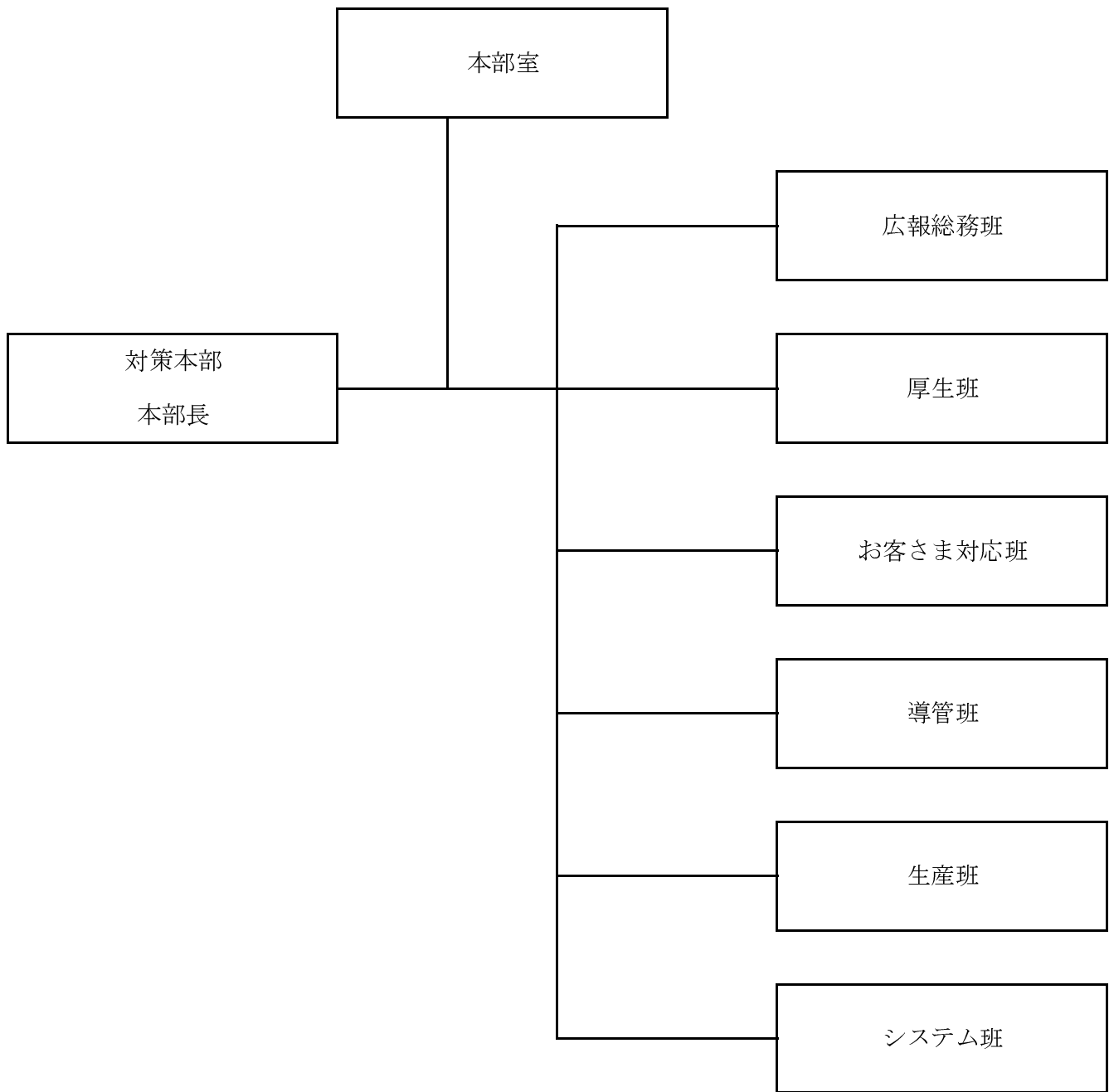
- ① 感染予防に関する教育
- ② 感染発生を想定した初動訓練
感染発生を想定し、感染者が確認された場合の初動措置などの適切な対応ができるよう計画的に訓練を実施する。
- ③ 供給継続に係る訓練
優先業務Aの指定を受けた従事者に対して、通常の業務以外の指定を受けた者はその業務が円滑に実施できるよう訓練する。
- ④ 全体訓練
全体訓練として、対策本部の設置に始まり、優先業務Aの遂行に至る一連の流れを関係者で確認する訓練も計画して実施する。

5-2 計画の見直し

新型インフルエンザ等の大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されることから、今後の情勢の変化等を踏まえて、この業務計画は、随時見直し、必要に応じて、修正を加えるものとする。

以上

<非常体制の組織図>



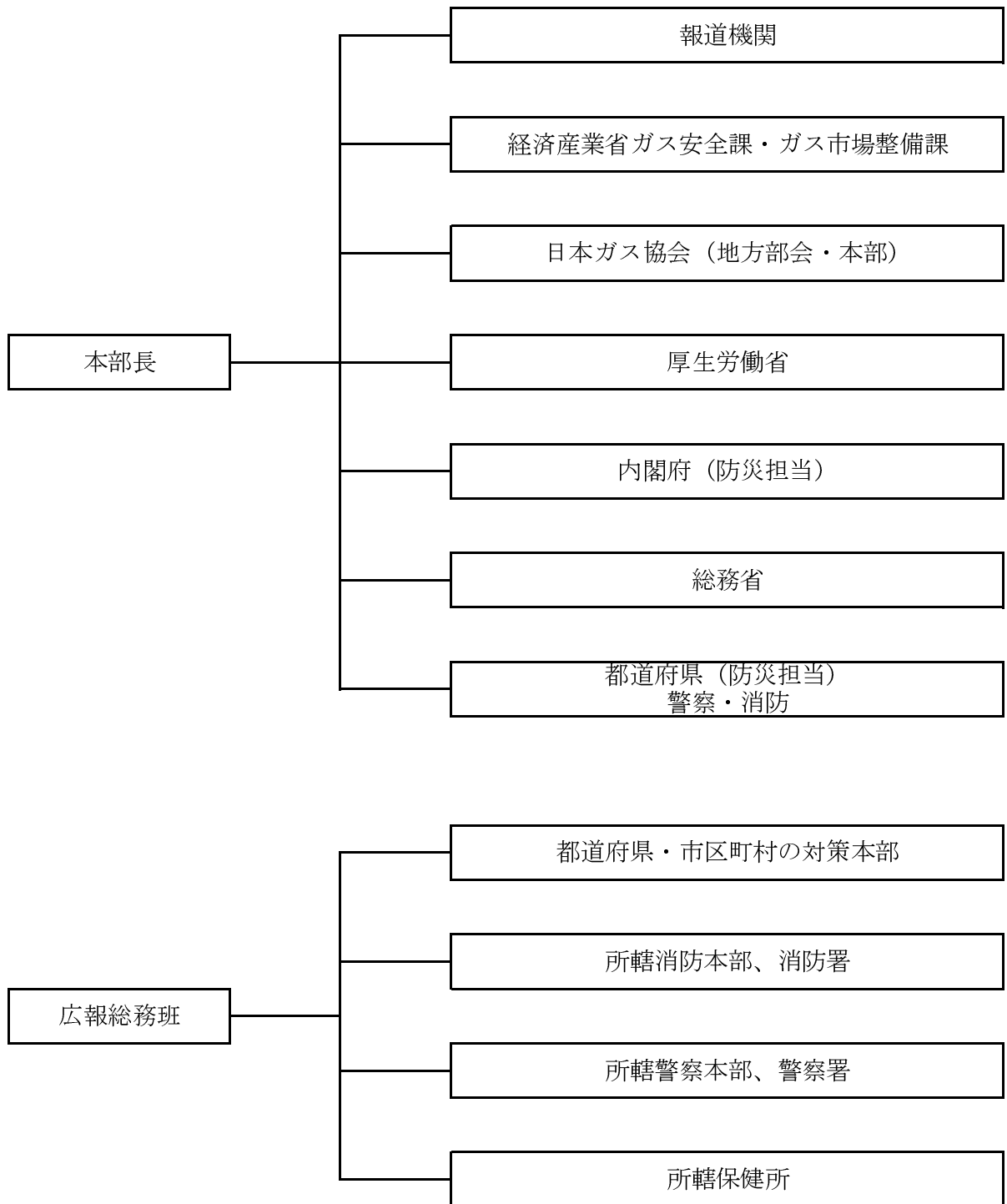
非常体制の分担業務

統括班	部署名	主な役割・業務
本部長	社長	対策本部業務の推進・統括
本部室	本社	対策本部内実施策の検討・実施
広報総務班	業務チーム	外部広報対応、役所対応、警備に関する事項
厚生班	業務チーム	社員・グループ社員の勤務状況・安否の確認、感染予防 感染拡大阻止にかかる諸行動の周知徹底
お客さま対応班	営業チーム	お客さま対応、受付対応
導管班	供給チーム	供給操作の検討・実施、導管事故処理計画検討・実施 導管警備体制の確立
生産班	生産チーム	原料輸送に関わる事項、製造所等警備に関する事項 生産・稼働計画見直し検討・実施
システム班	業務チーム	社内ITシステム維持に関する事項

体制発令の代行順位

代行順位	役 職
第1位	営業チームチーフ
第2位	供給チームチーフ
第3位	業務チームチーフ

防災関係機関との情報連絡経路



新型インフルエンザ等対策【事業継続計画（第二段階）】

別表4

チーム	業務の内容	優先A・ 非優先B の区分※ 1	第 二 段 階		
			業務遂行上の留意点※2	事業継続に必要な方 策※3	備考
業務	感染拡大防止策の実施	A			
	(・一般的感染拡大防止策の実施、・个人防护具の確保)				
	感染拡大防止策の実施	A		他チーム等からの応援	
	(・職場の清掃消毒、・个人防护具の管理、・感染者が発生した場合の対応、職場への入場制限、など)				
	社員の勤務・労務管理	A			
	システム管理	A			
	経理処理	A			業務遂行上、必要最低限に限る
	製造・供給継続に必要な資機材の調達	A			
	その他資機材の確保	B			
	検針	B			お客様と対面しない場合は可
	入金処理（口座振替、コンビニ入金）	A			
	窓口でのガス料金等收受	B			
	その他窓口業務（郵便等）	A	可能な限り機会を減らす		
	広報	A			

新型インフルエンザ等対策【事業継続計画（第二段階）】

別表4

チーム	業務の内容	優先A・ 非優先B の区分※ 1	第 二 段 階		
			業務遂行上の留意点※2	事業継続に必要な方 策※3	備考
営業	ガス漏れ・供給支障対応	A	灯内内管のガス漏れははメーター 閉止で対応する ※4 ※5	他チーム等からの応 援	
	無線設備の維持管理	A			
	緊急車両の維持管理	A			
	内管工事設計、施工管理（ガ ス漏れ修理以外）	B			
	ガス機器修理	B	当該機器の使用を中止して頂く ※4 ※5		
	ガス機器販売	B	※5		
	経年管折衝	B			
	定期保安巡回	B			
	開閉栓	B	※5		
供給	本支管工事設計施工管理 （緊急工事）	A			
	本支管工事設計施工管理 （経年管対策工事）	B			
	マッピング管理	A			
	本支管工事設計施工管理 （その他）	B			
	ガス工事士教育	B			

新型インフルエンザ等対策【事業継続計画（第二段階）】

別表4

チーム	業務の内容	優先A・ 非優先B の区分※ 1	第 二 段 階		
			業務遂行上の留意点※2	事業継続に必要な方 策※3	備考
	官庁手続き（占用関係）	A	先方との接触を極力避ける		緊急工事に限る
	ガス供給圧力の管理 （ガバナーのチャート交換含）	A			
	事故の受付と処理	A	※4 ※5		
	他種工作物管理	A			
	幹線導管の維持管理	A			
	主要な導管等の維持管理 （供給所、中圧Aガバナ）	A			
	無線設備の維持管理	A			
	緊急車両の維持管理	A			
	その他の設備の維持管理 （定期漏えい検査を含む）	B			
生産	プロパン13Aプラント運転	A			
	構内巡視点検	A			
	原料ローリー受入	A	運転手との応対時には極力距離を 置きマスク、使い捨て手袋、防護 服着用。作業終了後に手の消毒。		
	月報、集計、検収、支払い業 務	A	データを共有し、代理業務が出来 るようにする		

新型インフルエンザ等対策【事業継続計画（第二段階）】

別表4

チーム	業務の内容	優先A・ 非優先B の区分※ 1	第 二 段 階		
			業務遂行上の留意点※2	事業継続に必要な方 策※3	備考
	受入計画調整	A	事業継続計画4-7「原料の確保」の内容に準じる		
	外注整備工事立会い	A	施工業者に極力接近しない		製造・供給に支障がある 場合に限る
	機器調整・修理	A			製造・供給に支障がある 場合に限る
共通	電話受付	A	お客様との面対を抑制していること をご理解いただく		
	社員教育	B			

新型インフルエンザ等対策【事業継続計画（第二段階）】

別表4

※1 優先A・非優先Bの区分

A＝優先業務

定義： 都市ガスの製造・供給維持に必要な業務並びにその支援業務（システム・広報・電話受付・勤務管理等）

B＝非優先業務

定義： 優先業務に当てはまらない業務

留意： 法定業務を縮小・停止する場合には、所管する経済産業局・監督部へ事前連絡する。

※2 業務遂行上の留意点

すべての業務において「**マスク着用、手洗い・うがいの励行、清掃・消毒の実施、不要不急の外出禁止**」を留意するものとする
この欄には上記以外の留意点を記載する。

※3 事業継続に必要な方策

優先業務を継続するために方策が必要な場合は記入する。

- ・時間外勤務による
- ・他チーム等からの応援
- ・有給休暇等の延期
- ・問題ない範囲で遅延させる 等

※4 お客さまとの対面業務は極力抑制するとの考えより、緊急保安業務のうち、下記の業務については原則、対面を抑制する。

- ・マイコンメーター復帰 電話で指示し、復帰していただく。ガス臭い等の異常がない限り出動しない
- ・灯内内管修理 検知器調査等でメーターガス栓まで異常がないことが確認できた場合は、メーターガス栓を閉止し、ガスをご利用いただけないことを要請する（原則、灯内内管の修理は行わない）
- ・機器修理 当該機器の使用を中止して頂く。

※5 但し、お客さまが社会機能維持者、救急指定病院等、社会的重要施設であった場合で、個別に必要と判断した場合は対応する。